

平成23年第31回葛巻町議会定例会会議録（第2号）目次

（輝くふるさと常任委員会）

平成23年6月10日

【開会】

【議案第1号～議案第5号審査】

日程第1	議案第1号	平成23年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）・・・・・・・・・・	1
日程第2	議案第2号	葛巻町町税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	13
日程第3	議案第3号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	15
日程第4	議案第4号	岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の 減少及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に 関し議決を求めることについて・・・・・・・・・・	19
日程第5	議案第5号	財産の取得に関し議決を求めることについて・・・・・・・・・・	20

平成23年第31回葛巻町議会定例会会議録 第2号 (輝くふるさと常任委員会)						
告示年月日	平成23年5月19日(木)					
招集年月日	平成23年6月9日(木)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成23年6月9日～平成23年6月13日 5日間					
会議の月日	平成23年6月10日(金) 開会10時00分 閉会11時06分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	△
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	
会議録署名議員	5番	山岸 はる美		9番	鳩岡 明男	
会議の書記	議会事務局長	阿部 実		議会事務局総務係長	千葉 隆則	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	遠藤 彰範
	教育長	村木 登	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員		病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	丹内 勉
	住民会計課長	和野 一男	総務企画課総合政策室長	深澤口 和則
健康福祉課長	野表 壽樹	総務企画課財政係長	大久保 栄作	

(開会時刻 10時00分)

委員長 (高宮一明君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。欠席届を出されている委員は、8番、辰柳敬一君であります。

今日の審査日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから今日の審査日程に入ります。

最初に日程第1、議案第1号、平成23年度葛巻町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。鈴木委員。

鈴木満委員

私からは10ページの、昨日も説明ありました、各集会避難所に太陽光パネルのことについてお伺いしたいと思います。

新聞報道等によりますと、今年度着工ということでございますけども、早ければ、いつごろから始めまして、完成はいつごろというふうになっておりますでしょうか。

委員長 (高宮一明君)

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長 (荒谷重君)

お答えします。

先程来、先日も議論いただきましたが、現在申請中でして、内々には来週に採択決定という話を伺ってございます。そういったことを踏まえますと、お盆前には着工できるのかなとは思ってございます。

これから詳細の設計等に入りまして、最終的には2月、3月が工期になるかなと思いますが、できるだけ、そういった時期を前倒ししながら進めればいいのかなど思っています。よろしく申し上げます。

委員長 (高宮一明君)

鈴木委員。

鈴木満委員

それぞれ25カ所に設置という予定になっておりますけども、太陽光で電気をためまして、売電も可能ということで、各集会所、自治会では200,000円から300,000円くらいの確保を見込んでいるというふうには、新聞には載ってございましたけれども、各それぞれの集会所等には合併浄化槽が設置されまして、電気代等が大変高くなって、大変困

っている自治会等も数多くあるようでございます。

そういう中で、冬期間は特にも凍結防止にも使われるということで、果たして、この200,000円から300,000円というのは、やり繰りどうなのかなと思いますけども、その辺はどのように考えておりますでしょうか。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

200,000円から300,000円というのは発電量の部分でありまして、そのほかに当然メンテナンス料も毎月、若干かかるわけでございますので、トータルでいきますと200,000円、300,000円の中で、実際地元へ還元できる分といいますか、電気料として還元できる分が、当然それよりは下がるかと思えます。

そういった中でも、今質問ありましたとおり、合併浄化槽の冬期の水道料、電気料等はかかるわけですが、それらについては還元できるものと思っております。

委員長（高宮一明君）

鈴木委員。

鈴木満委員

それと、設置する場所は当然集会所等の屋根というように見ておりますけれども、今年みたいな大雪になりますと、一般家庭でもソーラーシステムが雪で、圧雪で壊れたとか、あとは落下まではいかなくても、大変危険な状態になったという例もあるというように聞いております。

そういう中で、完成後はそれぞれの自治会で、そういう管理といいますか、それとも、やはり業者さんがその辺はメンテナンスとか、巡回しながら除雪等もそういう業者さんがやってくれるのか。自治会等となりますと、やはり除雪をしていただいても、やはり高価なものだということで、なかなか触れにくい、除雪しにくいのではないかと思いますけども、その辺の考えもお聞きしたいと思えます。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

設置につきましては、基本的には下、地上に設置する予定になってございます。とは言いながら、各地区によって、かなり地形的な部分で設置が難しいところもあろうかと思えますし、また、太陽光ですので角度、方向というのは重要になってくると思っております。そういったことも加味しながら、今後それぞれの地区センターの状況を調査しながら、地元の意向も聞きながら設置は考えていきたいと思えます。5キロから8キ

ロという、ある程度の目安というのは、そういったことも踏まえて規模の容量を設定しているものでございます。

また、管理につきましては、各地区センターとも今現在指定管理を行っておるわけですが、この部分についても、日常の管理につきましては指定管理の中で行えればいいのかと思いますし、また、全体的にメンテナンスが必要な部分については、町の方でも当然関わっていく必要があるのかなと思ってございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。山岸委員。

山岸はる美委員

10 ページの基金管理費ですね、昨日課長の説明でありますと、町の方も1,100,000,000円強で、随分基金も増えてきたと思われませんが、県内の市町村の基金の積み立ての状況はどのようなくらいになっているか。

あと、聞き漏らしかもしれませんが、11 ページですね、民生費ですが、地域子育て環境整備事業経費ですが、100パーセント補助ということですが、このコーナーというのは、町内どのような箇所に設けるのかお伺いします。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えを申し上げたいと思います。

県内の基金の積み立て状況でございますが、今21年度の資料が一番新しい資料かと思いますが、それによりますと、基金の残高、県平均で2,480,000,000円ほどとなっております。当町の21年度末の残高が1,690,000,000円でございます。それから、町村の平均ですと1,617,000,000円ほどとなっております。大体町村の平均ぐらいの残高となっております。

この中で基金の多いところでは、最も多いのが岩泉町の4,180,000,000円が最も多いようでございますし、その次は住田町の2,470,000,000円、あるいは2,000,000,000円を超えているようなところは、町村では、そのほか矢巾町が2,240,000,000円ほどとなっておりますので、県内の中で比較した場合には、総額では大体真ん中辺でございますし、そういった意味では、合併しないで自立といいますか、そういう形でやってきております岩泉町さんとか、山田町さんとか、田野畑とか、そういうところは、かなり多いような額になっている、そんな状況になっているところでございます。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

地域子育て環境整備事業についてお答えします。

設置する場所ということでございますが、役場庁舎の1階女子トイレ、保健センターの1階機能訓練室、2階研修室、それから社会体育館、1階女子更衣室、1階女子、男子トイレ、それから柔剣道室の女子トイレ、それから野球場の1階女子トイレ、男子トイレ、それから屋外身障者用のトイレ、すみません、屋内外の身障者用トイレでございます。それからグリーンテージの1階多目的トイレ、それからプラトーの1階多目的トイレ、屋外の広場多目的トイレ、計6カ所でございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

山岸委員。

山岸はる美委員

基金の状況は分かりました。当町だけを見ると、大分基金の積み上げが上がってきたなどと思いますが、県下で見ると中位ということで、その点は了解いたしました。

また、地域子育て環境整備事業ですが、やはり、せっかく良いものをして、子育てしやすい環境ということで、やはりお子さんを連れた方々がよく分かるような、やはり、そういう案内というの、また必要かと思いますが、その点についての配慮はいかがでしょうか。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

利用者さんといいますか、子どもを持つ親御さんが分かるような表示でございますが、設置する際には、そういった玄関とか、そういったところに何らかの表示を検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。小谷地委員。

小谷地喜代治委員

9ページの財産管理費の中の町有住宅解体撤去工事ですけれども、これはどこを予定しているのか、お伺いします。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

今回予定しているところですが、田子住宅でございますが、八幡様の反対側のところに7棟ございます。昭和40年に建築されたものでございまして、かなり、全体の中でも最も老朽化が進んでいるものでございまして、今回雪害等で大分破損したり、屋根が壊れたりしてございまして、ちょっと復旧するよりは解体した方がいいような4棟につきまして、3棟については契約で貸している部分もございますので、それ以外の4棟といたしますか、一部古いところから、比較的新しいところに移動していただいた上で、古い4棟について今回撤去したいというものでございます。

委員長（高宮一明君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

7棟のうち4棟というようなことでございますけれども、まだまだ解体しなければならぬ、あるいはまた、修理しなければならないところがあるかと思っておりますけれども、撤去したあとに、またそこに新しい住宅といたしますか、建設する予定なのでしょうか。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

現在の田子住宅につきましては入口とか、あと土地がかなり勾配になっているような中でございまして、しかも4棟ですので、続けて4棟という形でもない部分もございますので、当面は更地にしておきまして、ほかの3棟についても、そう長くは使っていけない部分等もございますので、その辺の状況も見ながら、跡地の利用については検討していきたいなというふうに考えてございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

9ページをお願いいたします。

被災地の支援事業経費ということで、5,035,000円が計上されております。当然この事業は中期、あるいは長期的な事業になると思われましても、そこで、まず旅費ですけども、普通旅費、9月分までというふうな説明がありました。9月分までとした理由についてお伺いします。

それと、負担金の中で、町村会の負担金、財政割だとか均等割だとか、いろいろあるわけですけども、2,016,000円、これは今年度のみなのか。あるいは複数年度に継続されるものなのか、その点お伺いします。

もう一つ、補助金、被災地の生徒等受入支援事業費1,200,000円、小、中、高生の体

験学習等の受け入れということで、400人分を見込んだということですが、現在、いわゆる予定されて、いわゆるアポが取れた、そういった団体等は実際にあるのかどうか、その点お伺いします。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

現在職員の派遣につきましては、大槌町と山田町で5名を派遣をしております。今ローテーション的に組んでおりまして、大体避難所対応等は同じ避難所に行くというような形になってございますが、現在1カ月程度くらいずつ、市町村課と町村会を通してスケジュールの依頼がくるということで、それが1カ月くらいずつ伸びていくというような形で、現在に至っておるものでございまして、その何カ月先までとかというような部分は出てきておりませんので、現在はそういう対応になってございます。ただ、長期的な職員でありますと今年いっぱいとか、野田村に今派遣してございますが、そういう長期なものは別といたしまして、今ローテーションで派遣しているものにつきましては、いつまでということでもございまして、受け入れ先の方の体制といいますか、あるいは避難所の閉鎖とか、そういうこと等によって動きがあるもので、そういう1カ月スパンで考えているというような形になっている状況でございます。

それから、東日本大震災の町村会の方の義援金の負担の関係でございますが、これにつきましては、町村会の臨時総会において、今回の震災に対する義援金ということで決まったものでございまして、今後継続していくとか、そういう話は、議事録等を見せていただく中では特に出していないかと思われまます。

また、今回の100,000,000円、総額で町村会分60,000,000円と市町村からの拠出の40,000,000円合わせまして100,000,000円というふうになってございますが、それについては当面その6割程度を交付しまして、また4割くらいは留保しておいて、また被害の状況等を勘察しながら、追加交付という段取りになっているようでございます。

それから、被災地の体験学習等の受け入れの関係でございますが、予算上は400名を措置をさせていただいたところでございますが、現在といたしますか、既においでいただいている部分もございまして。県立高田高校が6月1日からおいでになっておりますし、今後、宮古市の津軽石中学校、あるいは岩泉の小本小学校、それから9月ころになりますが、宮古の河南中学校、あるいは吉里吉里中学校等の予約が入っているということで、これを足しますと230人くらいになっておりますので、それ以外にも今後見込まれる分もあるのかなということで、現時点で400名というのを想定して予算化をさせていただいたところでございます。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

被災地の支援については了解しました。

もう1点だけ、すみません。10ページ、先ほど鈴木委員の方からも話がありました、コミュニティセンターの太陽光の関係です。地球温暖化、あるいは二酸化炭素抑制のための事業ということになるわけですが、関連しての質問ですので大変申し訳ないですけれども、お答えいただきたいと思います。

それぞれの自治会に対して還元すると、結果的に還元できるということにもなりますし、そういったことからすると、いわゆる中心市街地の街路灯の関係です。中心市街地には5自治会あるわけですが、ご存じのとおり街路灯、前にもお話をさせていただきましたけれども、LEDに替えることによって、相当な二酸化炭素が抑制できると、これはもう明らかなわけですね。したがって費用対効果とか、そういったお話、前答弁があったわけですが、これを導入すると同時にですね、やはり、ここまで手を広げた方が、いや、広げないと完成されたものにはならないのではないかと、できることですから、できないものならまだしも、あとは東北電力さんとの料金の関係は、これから交渉の余地があるようですので、そういったあたりも含めて、その点についても手をかけられないのか、その点、関連ですけれどもお伺いします。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今回の関連付けてのご質問でございますが、街路灯等につきましては前にも、以前にも、そういう対策が必要だということ等もいただいてまいりました。そういう中で検討してまいりましたが、今回は地区センターへの太陽光の設置ということでございますが、そういう中で、もうひとつ、今防犯灯の設置も1,100カ所ほどありますが、それと併せながら、現在のお話でございます街路灯のLED化につきましても検討をしているところであります。

いずれ、これにつきましても、今そういう東北電力等の計画停電等々によりまして、公共施設、大口の需要等につきましては15パーセントの節電等に努めていただくようにというような要請等もあるわけでございますが、そういう中で、今回街路灯につきましても、特にも地域の負担がかなり大きいという、そういうこと等もお伺いしております。今約5分の1程度の設置といえますか、照明を利用しているというような状況でございまして、かなりの消費といえますか、そういう努力をしていただいております。

そういう中にも、東北電力とも1年間の契約単価等々につきましても見直し等を含めて、併せて今のLED化につきましても検討しておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

橋場委員。

橋場清廣委員

大変すみません、関連なので、もう1回だけ。

いわゆる今中心市街地、電気を消していますよね。非常に暗いというのは皆さんご案内のとおりだと思います。そして、明日から、また中心市街地の事業も始まります。今のを全部付けたとしても、LEDにした方が今現在よりは安くなるのではないですか。消費電力は押さえられるのではないかと、私はそう思いますね、実際に。したがってですね、今のようなことが中期的に続くよりは、即対応できる、今の電球がもったいないとか、いろいろ効果もあるでしょうけども、これは町長前向きにですね、すぐできるものですから、はいと言えはすぐできますから、ひとつ町長どうですか、最後に。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

LED化につきましても、そうなのでありますが、今そういう電力の消費についても、かなり大きな効果がある、そのとおりでございます。そういう中で、もうひとつ、今その太陽光を活用しての、さらに、そういう部分も含めての検討をしておるということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（高宮一明君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私の方から、10ページの基金管理費でお伺いをいたしたいと思います。

毎度この基金については質問をさせていただいておりますが、ついに今回の補正で、この公共施設の整備の基金が1,000,000,000円を超えて、1,100,000,000円台というふうな形で、財政力の乏しい当町にとっては非常に、どのようにして、このように積み立てたのかなど、感心せざるを得ないわけでございますが、この多額に積み立て、しかも、これは短期間で1,100,000,000円になっているわけでございますが、この1,100,000,000円、これまで積み立てられたというふうな原資とか、要因はどのように考えておられるのでしょうか。また、今この一覧表等を見ても、公共施設の整備基金を主体に、一生懸命積み立てているようでございますが、その理由は何でしょうか。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

お答え申し上げます。

今回の整備基金含めて、基金がかなり、以前より多くなっていると、その要因ということでございますが、これにつきましては、ここ2年ほどの経済対策等もございました。そういう中で様々な事業を、その経済対策を導入しながら、それぞれの課題にも、解決にも取り組んでまいりました。

併せまして、当町の行政課題であります様々な課題につきましては、の、県、国からのそのご理解と申しますか、そういう中で交付税、特にも特別交付税等がかなりの、以前と比較いたしまして、かなりの増額になっていると、そういうこと等がひとつの要因であろうと、このように思っております。

2点目でございますが、公共施設の整備基金の背景と申しますか、このことでございますが、これにつきましては、以前にも度々その考え方を申し上げてきたところであります。昭和40年代の公共施設がかなり多く、それ以降の施設が多く、そしてまた、築後40年近くになっている施設が葛巻病院、あるいは養護老人ホーム葛葉荘、さらには江川簡水などが、やはり、かなりの老朽化が著しいというような状況になってきているものであります。

併せまして、まちなかの新たな活性化に結びつけた課題というのも想定されるところでございまして、そういう面での認識に、課題の認識に立ちながら、この基金を創設してきたところであります。

こうした中で、これまで町政懇談会等々も、これまで開催してまいりました。そのほかにも諸会場会議等々でも町民の皆さんから、特にも葛巻病院の設備、あるいは改築等につきましては多いように受け止めておるところでございます。特にも住民の安心、あるいは生活の安心と申しますか、そういう観点から最も葛巻病院の改築というものが重要な課題であると、このようにも思っております。

委員長（ 高宮一明君 ）

柴田委員。

柴田勇雄委員

同じような基金もありますよね。財政調整基金とか、地域づくりの基金もあるわけですが、こういったような公共施設も大体似たような基金の性格ではないのかなと思っておりますが、この基金の積み立てバランスの考えですね、本当に公共施設集中しているように思えてならないわけですが、例えば財政調整基金でも、こういったような部分については、公共施設は十分対応できるわけですが、そういったような積み立てのバランス、地域づくりもしかりでございますけども、そういったような考え方はどのような、その積み立てバランスの考えをお持ちになっているのでしょうか。

それから、これについては前々から、この公共施設の整備計画、早期公表をして、どこその公共施設を優先的というふうな計画的なことを、1,100,000,000円にもなったならば、もう発表してもいいのではないのかなと思うのですが、なかなか、その姿が

見えなくて、例えば、これを議決いたしますと、議員も町民に説明する、その義務があるわけです。聞かれたときに、今先ほど副町長が答えたような、このオール、ここも、ここもあります、その中からというふうな形にはならないだろうと。それで、これについても前々から要請をしているわけですが、まだ、その公表の時期にはなっていないのか。あるいは、どの程度まで積み立てたならば、それでは公表できるのか。一応の、ある程度の建設の目標物がなければ、なかなか私は説明しづらいものがあるというふうなことでございますが、どのようなお考えでしょうか。

委員長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

1点目の財政調整基金と公共施設整備基金の区分とございますか、そういうご質問でございますが、財政調整基金につきましては災害時、あるいは財源のそういう不足の状態に陥ったときの財源対策とございますか、そういう部分としての部分という考え方を持っておりますし、もうひとつ、今公共施設整備につきましては、どうしても、ひとつの整備をとりましても、多額の整備基金が、整備の財源がかかるというようなこと等が予想されることから、区分しての公共施設整備基金を創設しているものであります。

そういう中で、ひとつ、このように高額になってきている。そしてまた、どれ程度の目標とございますか、そういう額等々のお話がございますので、少しお話をさせていただきますが、現在基金が1,100,000,000円になりましたが、今先ほど申し上げましたような、想定される施設があるわけですが、そういう中で、まだまだ基金としては、その財源としては十分ではないと、このようには思っておりますのでございます。

これまでの、例えば基金のない状況の中で、例えば、例をとりまして葛巻病院の建設を例にひとつ取らせていただきますが、そういう中で葛巻病院の整備につきましては、補助金はほとんどございません。そういう中で、財源は借金ということになるものであります。そういう中で、ほとんどが借金で進めてまいったわけですが、そういう中で過去の状況も見てみますと、やはり葛巻病院の今までの経営状況等々からしましても、累積欠損金が最高のときに約800,000,000円ほどになっていると、それはどうしても大きな、そういう負担とございますか、全体的に、やはり医業収益によってカバーするというような部分というのが、なかなか難しい状況にあり、あるいは町の財政事情等からの繰り入れの状況も難しかったり、そういうこと等が組み合わさってのことであるわけですが、そういう状況にあるということで、少し葛巻病院の部分を取りながら、もう少しお話をさせていただきますけれども、例えば企業会計の場合に、すべてが借金だとしますと、ルールとして医業収益で2分の1、そしてまた、一般会計からの繰り入れということで、それが2分の1になります。そうしますと、そういう中で対応になりますが、しかし、先ほども申し上げましたように、医業収益で対応することは極めて困難だと、このようにも見ています。地域の医療を確保すると、そしてまた、住民の安心を確保するという観点から、やはり、どうしても一般会計から

の繰り入れを全面的にしていかなければならない状況になるものだと、このように思っております。

そういう中で、例えば葛巻病院の今後の建設を想定した場合、約80床の施設を考えた場合に、1床あたり、今平均しますと25,000,000円程度になります。そうしますと、2,000,000,000円になるものであります。2,000,000,000円を、では、どうしていくかということになりますと、それが借金になるわけですが、その中で借金の利息、5年償還、5年据え置き、29年、24年間で返済していくということになります。そうしますと、その間の利息が0.22で計算しますと、約600,000,000円、700,000,000円になります、その間の利息が。そうしますと、全体の資金というのが2,700,000,000円になるわけです。2,700,000,000円のうち、その交付税に参入される部分が22.5パーセントです。全体の22.5パーセント、そうしますと、約650,000,000円ですから、大体利息に相当する部分が、いわゆる交付税の中に参入されると、そうしますと2,000,000,000円を、いわゆる一般財源といいますか、そういう部分を想定しながらの建設というものを考えていかなければならないというようなことであろうと思っております。

そういう中で、今そうしますと、そういう建設費等々を勘案した場合に、今の基金は約50パーセント、半分を蓄えたということにもなるものであろうと、このように思っております。しかし、29年間の中で償還していくものですから、すべてを確保してということには、これはならないわけですが、全体を調整しながら、償還等も考えていくことになるものでありますので、そういう中では、具体的に今申し上げましたような状況の中にも、施設の整備に当たっての、具体的な施設を明確にしながら進めていく時期でもであろうと、このようにも思っております。

そういう中ではありますが、今町長の、8月が任期ということにもなるわけですが、そういう時期といたしまして、今具体的にこの時期にこれこれというようなことは控えさせていただきたいと、このように思っております。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

縷々、病院の事例を出していただいて、説明を受けました。町長の任期のことも言っているようでございますけども、いずれ、こういったような部分については、その任期終了後にすぐに、そういったような形での整備計画を示していただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

この基金につきましては、度々柴田委員さんからはご質問を頂戴しているわけであり

ます。

自立のまちづくりを目指しながら、この4年間取り組んできてまいったわけではありますが、何と言いましても、町の財政をしっかりとすることが最も大事だろうと、そんなふうに考えて取り組んできてまいったものでありますし、それからまた、医療と教育、まちづくりの中で最も大事なものは医療と教育を守ることでもある、そんなふうにも考えておるものであります。

そういう中で、葛巻病院につきましては、ご存じのとおり、かなり老朽化が進んでおります。そういった中で、次の時代に向けて医療をしっかりと守ってまいりたい、そんなふうに考えておるところであります。そういう中におきまして、病院建設に向け、一番は病院建設を想定しながらの公共施設の建設の基金であったわけではありますが、これにつきましては、できるだけ早い時期に、多くの町民の皆さんからご意見をいただきながら、規模であったり、設備であったり、いろんなご意見を聞きながら、早い時期に具体的に示せるような形にさせていただきたいというふうに思います。よろしくどうぞお願いいたします。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

町長の考えはよく分かりました。

いずれ目標物、葛巻病院なら葛巻病院の目標、この建物を整備したいというふうな考え方であれば、それはそれでよろしいと思うのですが、何もいまま積み立てていくというのに、私はいささか疑問を持っている1人でございますので、そういったような目標が決まったならば、それに向けて、さらに一生懸命努力すべきものというふうに思います。質問を終わります。

委員長（高宮一明君）

ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

1点だけ、11ページ、衛生費の中で、ごみ焼却場の関係です。修繕費6,900,000円計上されております。ごみ焼却場、耐用年数等はまだまだとは思いますが、いわゆる修繕ということで、実際の今の状態がどのような状態になっているのか。

そして、最近の測定、ダイオキシンの測定の数値、もしお持ちでしたら、お答えをいただきたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

ごみ焼却場の件でございます。

建設が平成5年でございますので、これまで17年ほど経過してございます。一般のごみ焼却場の耐用年数は、施設規模にもよるわけでございますが、15年から20年と言われております。当町の場合、そういったことに当てはめると、耐用年数にきているのも事実でございますし、また、老朽化が著しいわけですので、これまでも、例年3,000,000円から6,000,000円程度の修繕費をかけてきておりますし、年々その額も大きくなってきております。

今回の部分も、その中の修繕ということで大きい額になってございますが、今回の部分はロストルといいまして、いわゆるごみを燃やす際の下の方に空気を送る、その境の部分の炉が、炉と申しますか、鉄の部分が壊れたということで、これまで一度も修理したことがなかったわけですが、そういった大きい修理も、これからは、ますます想定されるのかなと思ってございます。

そういったことも考えまして、以前からごみの減量化、あるいは生ごみのそれぞれの自宅での処理について、住民の方々にもご協力を賜ってきているものでございます。

また、現在盛岡広域でごみの広域化が議論されてございます。その計画の中では、現在の中では平成29年に建設というようなこともあるわけでございますが、今年度からさらに、そういった議論がなされる予定になってございます。そういった部分につきましても、これから皆さんからも意見を賜りながら、こういった形でのごみ処理、今後のごみ処理の問題、施設がなされていけばいいのかなということ、情報提供しながら考えていければと思ってございます。

ダイオキシンの部分については、今ちょっとデータございませんので、大変申し訳ございません。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第1号、平成23年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に日程第2、議案第2号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の改正は、東日本大震災に係る特例等がほとんどのようでございますが、現在町民の方で、このような改正で、これを適用されるような事例というのは、どのような形になっているのでしょうか。もし把握していたならばお知らせをいただきたいと思います。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（和野一男君）

このたびの条例改正は、地方税法の改正に伴うものでございまして、本町で適用となる方は現時点では確認されておりませんが、可能性として全くないわけではないことから、条例の改正をお願いするものでございます。

可能性として、例えば附則の第18条の3、第18条の3の2につきましては、実際に葛巻町に住んでいながら、被災地での混乱等から転出、転入手続きが遅れ、手続きをしていない人がいる場合でありますし、葛巻町に住所がある方で、被災地に住宅等を持っている場合や、被災地で借家等を借りていて被災した場合等が考えられると思っております。

また、第18条3の3につきましては、今後における余震により家屋等が損壊した場合に備えた条項となっているものでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。橋場委員。

橋場清廣委員

今の9ページ、今和野課長からお話があった18条の3の3ですけども、いわゆる住宅が建っておったものが、今回津波によって流された、住宅の部分ですね、そのために更地になってしまった。したがって、本来の固定資産税は、いわゆる本来住宅があった、建てたときよりは高くなるけども、今回は特例として、それはいいですよというふうなことですよね、それでいいのかどうか。そして、それが、いわゆる期限的なもの、例えばいつまで、そういった特例、この特例は適用するのかどうか、その辺についても伺います。

委員長（高宮一明君）

住民会計課長。

住民会計課長（和野一男君）

18条の3の3についてのご質問でございます。お答え申し上げます。

18条の3の3につきましては、葛巻町の住居に関する部分でございます。沿岸の被災地ではなく、葛巻町にある住宅等が、今後の余震によって被災を受けた場合という条項になります。期間につきましては、10年間となるものでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に日程第3、議案第3号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

今回災害弔慰金、それから災害障害見舞金、それから災害援護資金、こういったような額が、今このように変更というような形で提案されてきておりますけれども、これは既にずっと前から、このような額になっていたのではないのかなど、引き上げになっていなければならない額ではないのかなど、私はそのように思っておりますが、今なぜ、このような形での引き上げというふうな形になってくるのでしょうか。

この条例の改正状況を見ますと、平成19年3月にも1回条例改正をしているようでございますし、説明では平成3年ごろに、こういったような額が改正になっているのではないのかなどというふうに、私はちょっと受け取ったのですが、この震災で葛巻の部分だけが、このように低額になっていたのも、今回直そうとしたのかですね、その辺の事情はどのようなもので、このように今回なるのでしょうか。

ちなみに、皆さんも地域防災計画をご覧になっていると思っておりますけれども、地域防災計画の177ページ、生活の安定確保計画の中で、この特別弔慰金等の支給が載っているわけです。地域防災計画では既に、生計を維持する方が亡くなったような場合には5,000,000円、その他は既に2,500,000円となっておりますし、あと災害障害見舞金についても、既に変更後の額が地域防災計画ではなっているわけです。実際に、このような事例が発生したような場合には、どちらがどう解釈なったのでしょうかね。事例が

なかったからと言えば、それまででしょうけども、そのような考え方は通用しないわけですが、そういったような部分では非常に、この地域防災計画上では変更後の、改正後の額が既に載っているというふうなことが見受けられるのではないかなと思っておりますけれども、その事情についてお聞かせをいただきたい。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

提案説明の際にも、法律においては平成3年に改正を、このような額に改正をされているというふうに説明を申し上げましたが、そのとおりでございまして、平成3年の時点で、どういう経緯があって、町の条例の方は改正をしなかったのかという部分については、いろいろ確認をしようと思って調べてみたところですが、ちょっと、その辺の資料等がなくて、どういう経緯だったかという部分については、ちょっと分からない状況、ちょうど20年くらい前になりますが、どのような経緯だったかについては、ちょっと分からないところがございます。その後も改正があったり、ご指摘いただいたとおり、防災計画等には、基本的には全国同様の額であろうかと思っておりますので、そういった部分を踏まえた整理になっていたのかもしれませんが、その部分については、そういった確認が多少漏れていたのではないかとというふうに反省をしているところがございます。

幸いにもと言いますか、現時点で調べた範囲では、それに該当するような災害は、その後町内にはなかったのではないかとというふうに考えているところがございますが、それにしましても、こういったような形での改正をお願いすることについては、申し訳ないなというふうに感じているところがございます。

ちなみに、今回被災された沿岸の町村におきましても、同様なケースがありまして、専決処分等で対応して、金額を引き上げてという自治体もあったように聞いているところがございます。そういった事例もあるにはあるようでございますが、いずれ、そういったことは今後ないようにしてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

先ほどの、前回の町税条例とも関わるのですが、今後あり得るというふうなことも説明をいただいておりますが、これについても同じような考え方になってくるわけで、現時点では見当たらないけども、常に、やはり、こういったような部分については、法律に基づく引き上げになるような部分については、それなりの、やはり手続きをやっておかなければだめだろうというふうに思っておりますが、そういったようなことが、今回この地域防災計画とのかい離がこのようにあるわけでございます。

また、地域防災計画には、ここに載っているような中身についても、一部欠落している部分もあるというようなことも分かっていただきたい、このように思っております。

そしてまた、もうひとつには、現在一番全国的に今問題になっておりますし、また岩手県でも問題になっておりますのは、第4条の関係です。第4条の関係では、その兄弟、姉妹の部分については、この規定がないわけです。それで、これは阪神淡路大震災の際にも問題になったそうでございますが、その兄弟、姉妹が亡くなったような場合には、この弔慰金を受けられないというふうな形で、これは事例といたしましては、既に大槌町で発生して、今弁護士会の方では非常にこれを改正するよう働きかけをしているというふうな情報も受けておりますし、また、一部市町村では既に兄弟、姉妹の分についても、こちらの方の弔慰金を支給する遺族の中に含めているというふうな考え方を持っている、やっている市町村が既にあるようでございますが、その兄弟、姉妹についての考え方はどのようにお考えでしょうか。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答えを申し上げます。

今ご質問のような内容については、新聞等でも報道されている部分については了知しているところでございます。これは、国の法律に基づいて市町村が条例を制定した場合に交付をするということになってございます。国の基準と申しますか、そういった要件を超えた部分については、市町村が単費で対応しなければならないというふうに理解をしております。そういった中で、今現状として、ある自治体においては、そういった支給範囲を拡大ということで進めておられるようでございますが、当町としても沿岸被災地の今後の対応の状況等を踏まえながら、検討させていただきたいというふうに考えてございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今の答弁ですと、他の町村でもそういったような部分について改正したならばというふうなお考えのようですが、当町の場合もそういったような部分については、こういったような部分で改正は私は必要なものだ、このように思っております。何と申しますか、これも、その市町村の考え方と言えればそれまででしょうけども、そうではなくて、実際に兄弟、姉妹というふうな方々が生計同一にしているというふうな形になりますと、どうしても社会的弱者の方々が、そのような犠牲になられている方が多いというふうなことでございまして、そういったような部分では、災害弔慰金は支給すべきものと、私はそのように思っておりますので、兄弟、姉妹についても今後の検討課題にさせていただ

きたいなど、このように思うわけでございます。

それからまた、この災害弔慰金等の負担と申しますか、国、県、市町村の、それぞれ発生した場合は、支給する場合の負担割合はどのような形になっているのでしょうか。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

お答えします。

費用負担でございます。国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1というところでございます。以上です。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

市町村が4分の1というようなことでございますね。

あとは、こういったようなものに関連して、ちょっとお聞きしておきたいのですが、これは災害弔慰金ですから、死亡が確定した場合には、こういったような支給事務がスムーズにいくような感じがしておりますけれども、実際に今回の県内での行方不明者も、まだ2,800人を超えている方々が行方不明者なようでございます。そういったような方々、それから、災害に関連して亡くなったような方々については、この災害弔慰金の対象はどのような形になってくるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

委員長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

お答えします。

災害地のそのエリアで被災されたというような形であれば、この対象になっていくものというふうに考えてございます。以上でございます。

委員長（高宮一明君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

考えているのではなくて、そういったような事例の場合には支給されるのかどうか。ただ考えられるというのであれば、考えられなかったと言えればそれまででございますので、その辺のところは明確にお答えをいただきたい、このように思います。

委員長（高宮一明君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

お答え申し上げます。

今回の津波ですとか、沿岸の震災の場合には、その方が地震、あるいは津波で亡くなったのか、それ以外の理由で亡くなったのか、そういう判断と申しますか、あるいは亡くなっているのか、亡くなっていないとかという部分の判断について、通常の国の基準がなかなか適用できないという中で、国の方でもどういったところまでを死亡と扱うかということについて、いろんな判断がなされていますが、いずれ法律を根拠に支給するものでございますので、そういった国の方針に沿っていろいろな、被災証明ですとか、そういう形の中で支給されていくものだと思いますが、当町の場合で考えた場合でございますと、土砂、地滑りとか、そういった災害等が発生した場合には、災害の規模によりまして支給する、されないというようなことがあります。災害救助法が適用されることが、ひとつ大きな要件としてありますが、それ以外の場合では5戸以上の、ひとつの地滑りとか、そういう場合で5戸以上の住宅が被災を受けたような場合で、死亡者が出たというようなケース等が支給の対象になりますので、例えばその被災が4軒以下だった場合には対象にならないとか、その辺は明確な基準等がいろいろと、いろんなケースに分けてございまして、ちょっと今資料は持ってきてございませんが、一番小さいところだと、5戸以上被災するような災害が弔慰金の対象となってくるというふうに理解をしていたところでございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第3号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議案第4号、岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求

めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第4号、岩手県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に日程第5、議案第5号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。鈴木委員。

鈴木満委員

今回の東日本大震災によりまして、被災された市町村では緊急車両車をなくされたとか、なくしたというところも数多くございます。今回この15分団に新しく入る自動車ポンプが入りましてから、現在使われている自動車ポンプを被災地で使っていただけるようなという考えの方はどうなのでしょう。

委員長 (高宮一明君)

総務企画課長。

総務企画課長 (村中英治君)

現在、昨年更新いたしました2分団の車両は、被災地の方におあげしたといいますが、廃車後でございましたので、おあげをしております。

それから、積載車の予備車ということで、通常分署においておりまして、車検等があった場合に予備ということで保有していた積載車がございましたが、それについても震災後に、とりあえずは貸与ということでお貸ししております。そのまま葛巻町消防団という名前が付いたままでお使いいただいております。聞くところによりますと、テレビにも何回か車が映ったということも聞いておりますが、これについても、過日問い合わせがございまして、最終的には返した方がいいですか、あるいはどうしますかということがございましたが、結構ですのでそのままお使いくださいということにしてございます。今回出る15分団のものにつきましても、要望がある場合には、そのような対応

をさせていただきたいなというふうに考えてございます。

ひとつは、ちょうど3月の震災時期が全国で消防自動車の更新の時期に当たったということもありまして、かなりの台数が日本中から集まっているという状況も聞いてございますので、その辺、そういった中ではございますが、要望等があった場合には積極的に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（高宮一明君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第5号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で、今日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件の審査は全部終了しました。

これで、今日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。ご苦勞様でした。

（閉会時刻 11時06分）